

## 定款、業務規程及び送配電等業務指針の 一部変更の概要について

第1号、第2号議案、報告事項（1）  
及び報告事項（2）補足資料

電力広域的運営推進機関

# 定款、業務規程及び送配電等業務指針の 一部変更案の概要について

## 第1号、第2号議案、報告事項（1） 補足資料

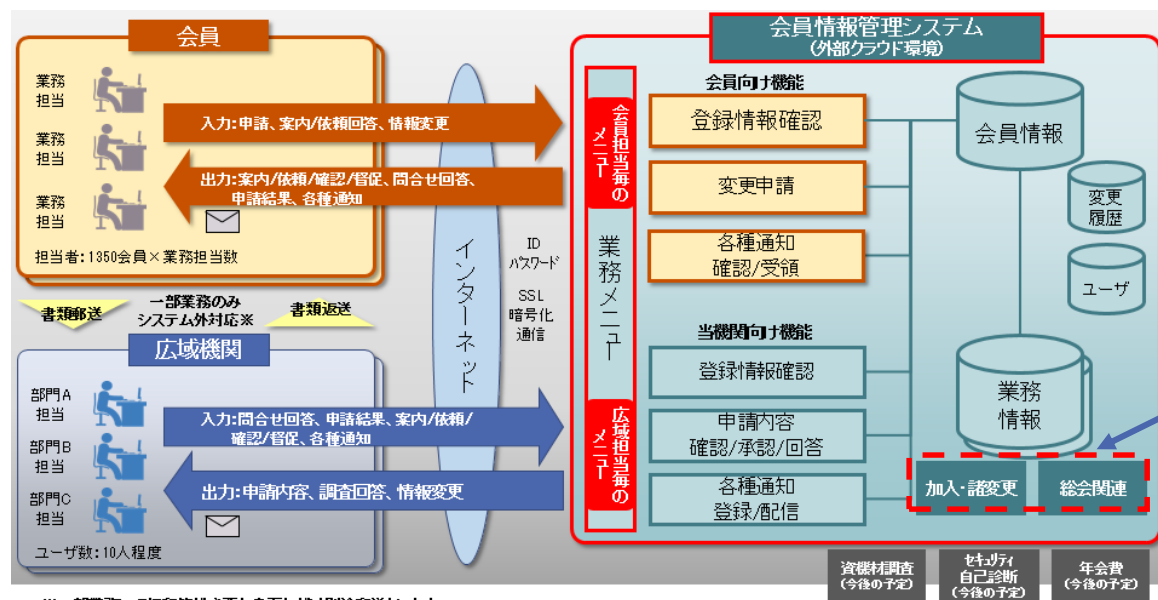
- 会員の利便性向上等のため、定款、業務規程及び送配電等業務指針の一部について変更いたしたいと存じます。
- 主な変更のポイントは、以下のとおりです。背景、変更内容については、それぞれのスライドにて説明します。
  1. 会員の加入・変更手続及び総会における議決権行使方法に関する変更【定款】  
[スライド3、4]
  2. 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更【業務規程】  
[スライド5～8]
  3. 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設【業務規程及び送配電等業務指針】  
[スライド9～12]
  4. その他の規定の変更【業務規程】
    - 4－1 東北東京間連系線の管理方法の変更[スライド13]
    - 4－2 東京中部間連系設備の対象設備の変更[スライド14]
    - 4－3 容量市場関係規定の表現等の変更[スライド15]

## 現行の会員の手続：いずれも書面による手続

- ①本機関への加入手続
- ②会員情報の変更手続
- ③総会に出席しない場合の議決権行使

複数の会員から、書面による手続は煩雑である旨の指摘あり

会員の利便性向上等のため適切な情報セキュリティ対策を完備した会員情報管理システムを導入し（2020年5月予定）、上記の手続について、電磁的方法も可能とする



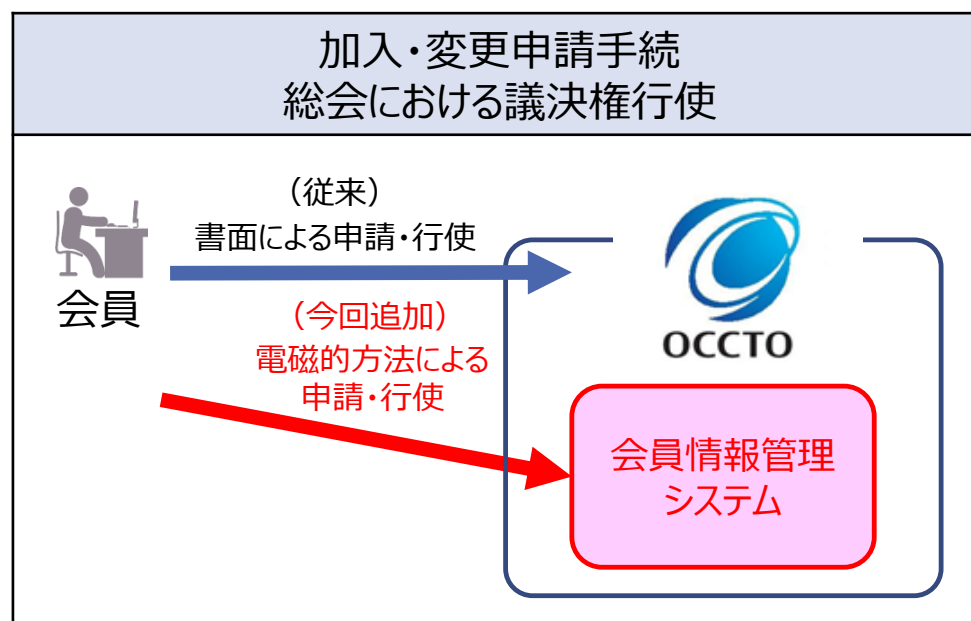
第208回理事会 第7号  
議案別紙 3 - 2 一部加工

今回実装される機能

## 会員が行う加入・変更手続及び総会における議決権行使

従来の書面による方法に加えて、電磁的方法も可能とする旨規定

【定款第9条、第11条、第25条】＜変更＞



### 容量市場開設の効果・影響

- ・発電事業者 : 投資回収の予見性向上
- ・小売電気事業者 : 卸電力取引における価格の安定に期待  
ただし、導入直後においては、取引価格に与える影響は徐々に進むものと見込まれるため、費用負担の増加を想定



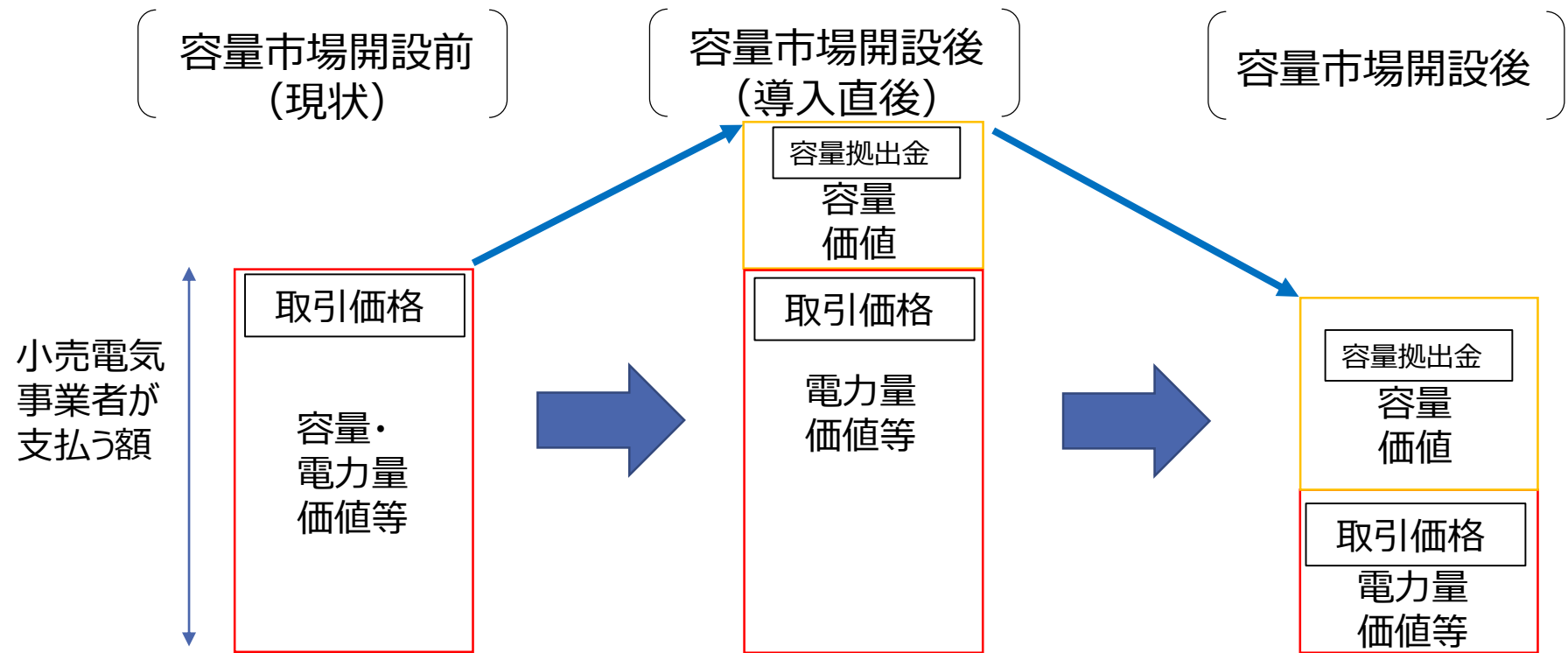
### 小売電気事業者の負担軽減策（激変緩和のための経過措置）

2010年度末以前に建設された電源を対象に、2024年度～2029年度までの間、発電事業者へ容量市場からの支払額を減額することを規定

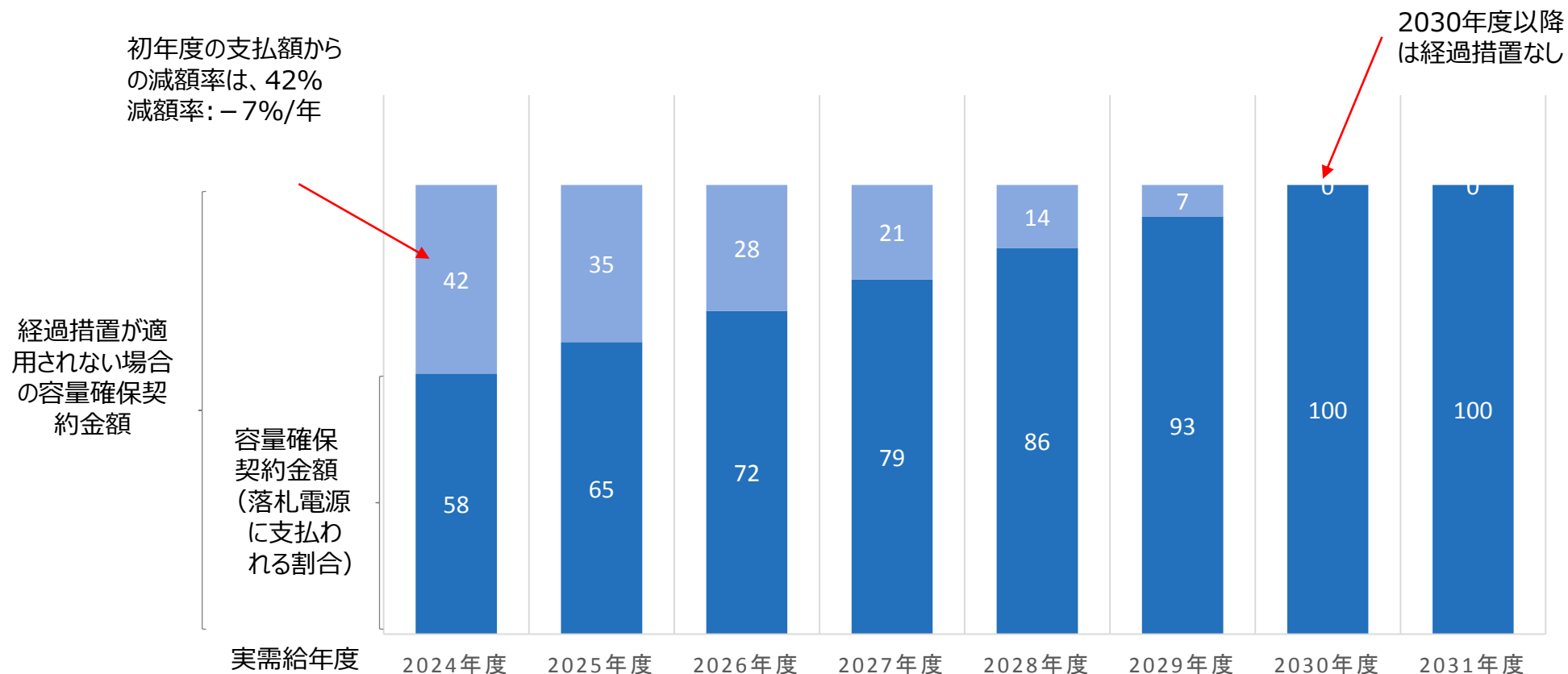


### 経過措置の対象となる電源について規定

検討を進めた結果、複数電源等を組み合わせて一つの電源のように扱う「アグリゲート電源」は、個々の電源等に着目するものではないことから、今回の改正において、経過措置の対象を単独で扱う「安定電源」及び「変動電源（単独）」に限定



＜経過措置対象電源の容量確保契約金額（落札電源に支払われる割合）の推移＞





### 容量市場における経過措置対象となる電源

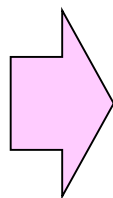
「安定電源」及び「変動電源（単独）」とする旨規定

【業務規程附則（令和元年7月1日）第3条】＜削除＞

【業務規程附則（令和 年 月 日）第7条】＜新設＞

#### ＜当初の整理＞

| 電源等の区分 | 経過措置対象 |
|--------|--------|
| 安定電源   | ○      |
| 変動電源   | ○      |
| 発動指令電源 | ○      |



#### ＜今回の整理＞

| 電源等の区分       | 経過措置対象                                |
|--------------|---------------------------------------|
| 安定電源         | ○                                     |
| 変動電源（単独）     | ○                                     |
| 変動電源（アグリゲート） | —                                     |
| 発動指令電源       | —<br>（発電・需要を組み合わせるため、変動電源（アグリゲート）と同等） |

### 3 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設の背景 9

#### 間接オークションの導入

2018年10月、全ての連系線の利用を卸電力取引市場を介して行う仕組みである間接オークションが導入

#### 連系線を優先的に利用することが従来できた事業者（従来の連系線利用者）の取扱い

従来の連系線利用者は、間接オークションの導入により、連系線を優先的に利用できなくなるためその取扱いを検討

#### 従来の連系線利用者のための経過措置

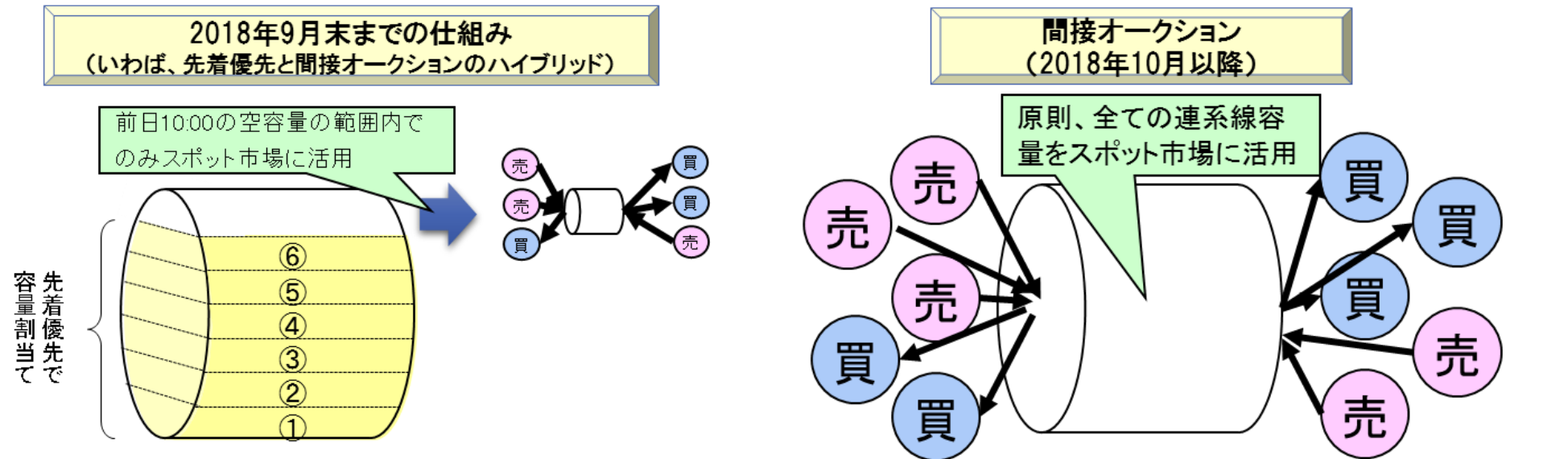
2025年度までの間、従来の連系線利用者は従来同様の連系線の利用が可能

#### 東北東京間連系線工事に費用負担した事業者（特定負担者）の取扱い

従来のルールの下では、負担額に応じて、当該連系線の優先的な利用が可能であった、特定負担者の取扱いを検討

#### 特定負担者のための経過措置

原則、特定負担者の電源が廃止されるまでの間（最長40年間）、特定負担者は従来の連系線利用者と同等の取扱いを可能とすることが適当と整理



電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第3回）資料をもとに作成

### 3 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設の内容 11

#### 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者に関する経過措置

東北東京間連系線の混雑発生時のエリア間値差の精算を行うため、特定負担計画の管理等、特定負担者の取扱いに関する内容等を規定

【業務規程附則（平成29年9月6日）第4条、第8条】＜削除＞

【業務規程附則（令和元年7月1日）第2条】＜削除＞

【業務規程附則（令和 年 月 日）第2条から第6条、  
送配電等業務指針附則（令和 年 月 日）第2条から第6条】＜新設＞

| 内容            | 業務規程                     | 送配電等業務指針                       |
|---------------|--------------------------|--------------------------------|
| 特定負担計画コード     | —                        | 附則第2条 特定負担計画コードの申請             |
| 特定負担計画の申請等    | 附則第2条 特定負担計画の管理          | 附則第3条 値差精算権利に係る申請              |
| 特定負担計画の更新     | 附則第3条 特定負担計画の更新          | 附則第4条 特定負担更新計画の提出              |
| 可否判定          | 附則第4条 経過措置可否判定及び特定負担可否判定 | —                              |
| 減少処理          | 附則第5条 減少処理               | —                              |
| 値差精算の利用状況の確認等 | 附則第6条 特定負担計画の確認          | 附則第5条 特定負担による値差精算の利用状況等の確認への対応 |
| 短工期対策の期間      | —                        | 附則第6条 短工期対策の特定負担者の取扱い期間        |

|                 |                       | 間接オークション導入前  | 間接オークション導入後  |
|-----------------|-----------------------|--------------|--------------|
| 連系線<br>利用<br>方法 | 従来の連系線利用者<br>(経過措置対象) | 先行的に連系線を利用可能 | スポット市場に基づき約定 |
|                 | 特定負担者                 |              |              |



|          |                       | 経過措置                                       |
|----------|-----------------------|--------------------------------------------|
| 内容       | 従来の連系線利用者<br>(経過措置対象) | 連系線を挟むエリア間で電力<br>取引価格に違いが生じた場合、<br>その値差を精算 |
|          | 特定負担者                 |                                            |
| 適用<br>期間 | 従来の連系線利用者<br>(経過措置対象) | 最長 10 年間                                   |
|          | 特定負担者                 | 最長 40 年間                                   |

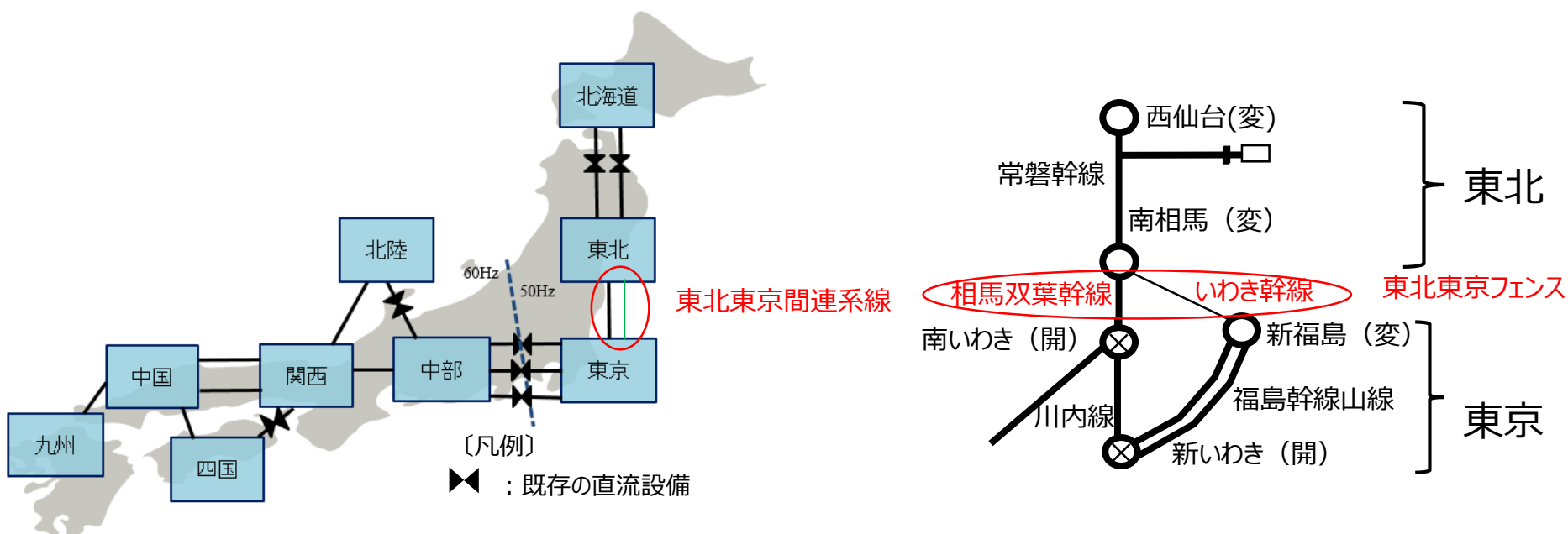
## 東北東京間連系線

電力取引及び再エネ導入拡大のための増強工事が2027年11月完了予定

それまでの間、相馬双葉幹線に加え、いわき幹線を使って送電容量を拡大する工事（短工期対策）を実施し、2020年4月より南相馬変電所と新しいわき開閉所との間はループ系統（相馬双葉幹線といわき幹線の2ルートの環状系統）となる予定

上記の運用を行った場合において、相馬双葉幹線とiwaki幹線の潮流の合計（フェンス潮流）で運用管理する必要があるため、その旨規定

【業務規程別表10-1及び別表10-2】<変更>



## 周波数変換設備（飛騨信濃周波数変換設備）

2021年3月運用開始予定

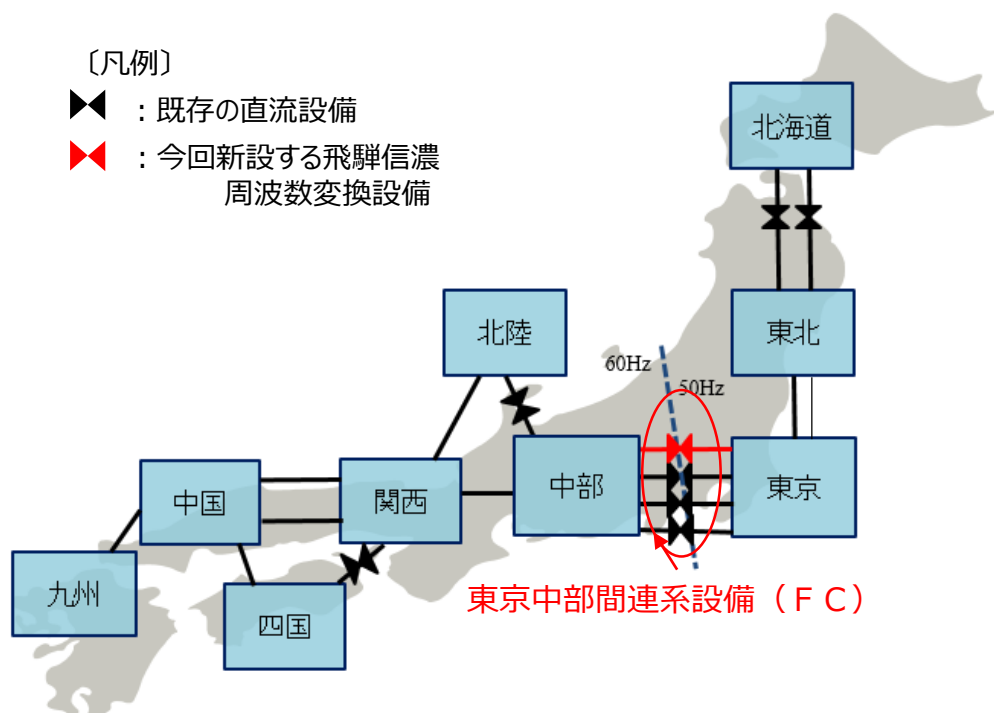


これに伴い、当該周波数変換設備を東京中部間連系設備の対象設備の一つに加えて管理する旨規定

【業務規程別表 10 - 1】<変更>

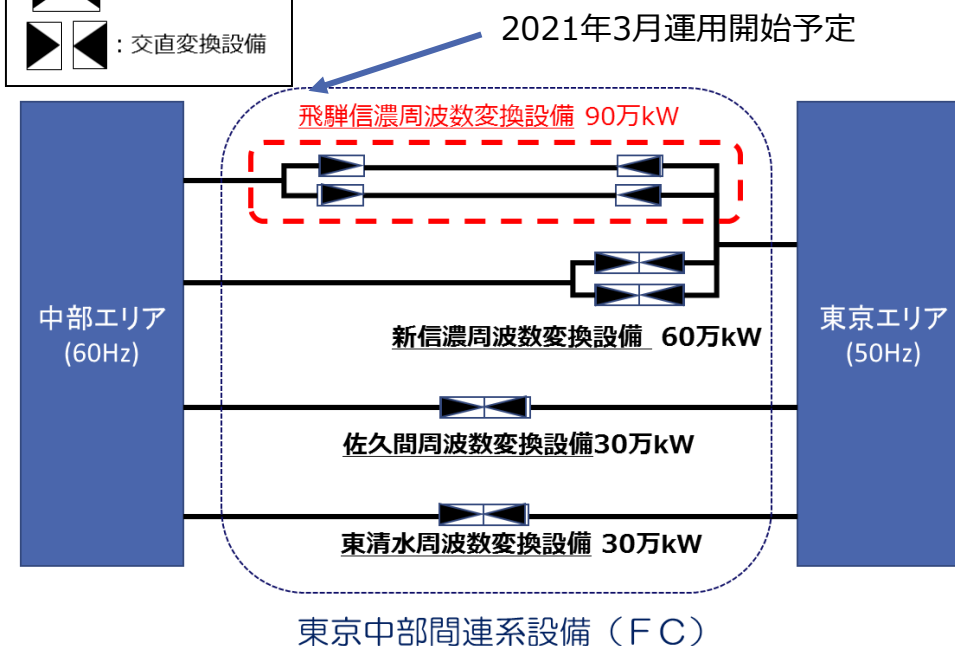
〔凡例〕

- ◀▶ : 既存の直流設備
- ◀▶ (red) : 今回新設する飛騨信濃周波数変換設備



【凡例】

- ◀▶ : 周波数変換設備
- ◀▶ (red) : 交直変換設備



### 現行の業務規程の容量市場関係規定

広域機関が容量オークションにおける電源等情報の登録及び容量オークションへの参加を認めた事業者に対して、証明書を発行する等の行為を記載



今回、表現を業務の趣旨により合わせた表現に変更

【業務規程第32条の9、第32条の14から第32条の16まで、第32条の22、第32条の23及び第32条の36】<変更>

### <変更の内容>

|     | 電源等情報の登録について                  | オークションへの参加について               |
|-----|-------------------------------|------------------------------|
| 変更前 | 電源等情報登録証明書の発行                 | オークション参加資格証明書の発行             |
| 変更後 | 電源等情報 <del>の登録が完了した旨を通知</del> | オークション <del>に参加できる旨を通知</del> |



# 送配電等業務指針の一部変更の 概要について

## 報告事項（２）補足資料

- 再生可能エネルギーの導入拡大等に適切に対応するため、送配電等業務指針の一部について変更いたしました。なお、令和元年12月11日に経済産業大臣に認可されております。
- 主な変更のポイントは、以下のとおりです。背景、変更内容については、それぞれのスライドにて説明します。
  1. 再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置に関する変更  
【スライド18、19】
  2. 系統連系技術要件に関する変更  
【スライド20、21】
  3. 容量市場ルールのうち、容量オークションの参加条件に関する変更  
【スライド22、23】
  4. 給電指令の発受令に必要な事項の決定に関する変更  
【スライド24、25】

## 太陽光電源と風力電源の発電計画

一般送配電事業者が予測した計画値を前々日16時に小売電気事業者に通知



各小売電気事業者は上記に基づいて発電販売計画を作成



しかしながら、前々日の気象予測に基づくことから、発電計画値と実際の発電実績の差分（インバランス）が発生する可能性有

## 一般送配電事業者による太陽光電源と風力電源の発電予測量の通知時間

再生可能エネルギーの発電予測量の誤差削減のため、前々日16時に加え、前日 6 時にも通知する旨規定

【送配電等業務指針第 1 4 0 条】<変更>

|     |                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現行  | <div> <div>前々日</div> <div>16:00<br/>予測量通知</div> <div>前日</div> <div>当日</div> </div>                            |
| 変更後 | <div> <div>前々日</div> <div>16:00<br/>予測量通知</div> <div>6:00<br/>予測量再通知</div> <div>前日</div> <div>当日</div> </div> |

### 調整力の必要性

自然変動再エネ（太陽光・風力）の導入拡大に伴い、調整力の必要性が増大



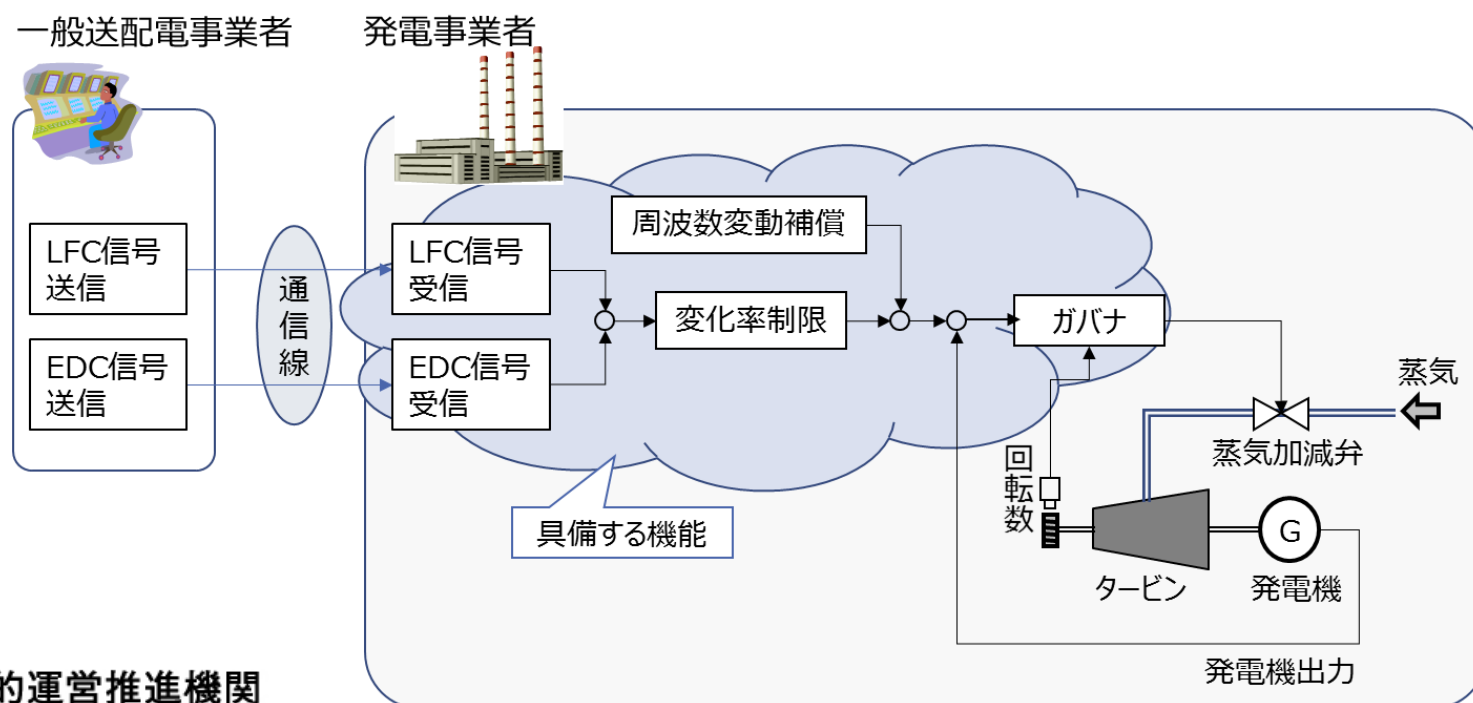
新規の火力発電等についても、周波数調整機能の具備を求めていくことが必要

### 系統連系技術要件（電力系統に連系する設備に対して定めている技術要件）

一般送配電事業者が、系統連系技術要件に火力発電設備等が具備すべき周波数調整機能を定める旨規定

【送配電等業務指針第135条、別表7-1～7-3、  
附則（令和元年12月11日）第2条】＜新設＞

【送配電等業務指針第79条、第80条、第135条の2、第174条】＜変更＞



3 容量市場ルールのうち、容量オークションの参加条件に関する変更の背景及び内容① 22

アグリゲート電源の電源等区分

現行では、アグリゲート電源については「発動指令電源」に区分



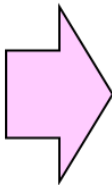
アグリゲート電源のうち、自然変動電源をアグリゲート（集約）したものについては、発電出力が気象の影響を大きく受けるため、一般送配電事業者からの発電の要請に応じることが困難

アグリゲート電源の電源等区分の整理

アグリゲート電源のうち、自然変動電源をアグリゲートしたものを「変動電源」に変更する旨規定  
【送配電等業務指針第 1 5 条の 4】<変更>

<当初の整理>

| 電源等の区分<br>期待容量                                         | 従来型電源等<br>(自然変動電源以外) | 自然変動電源 |
|--------------------------------------------------------|----------------------|--------|
| 単体1,000kW以上                                            | 安定電源                 | 変動電源   |
| アグリゲート電源<br>(単体1,000kW未満の電源等をアグリゲートして合計1,000kW以上とするもの) | 発動指令電源               |        |



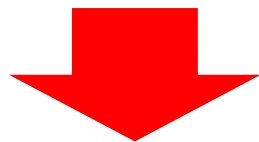
<詳細検討を踏まえた追加整理>

| 電源等の区分<br>期待容量                                         | 従来型電源等<br>(自然変動電源以外) | 自然変動電源           |
|--------------------------------------------------------|----------------------|------------------|
| 単体1,000kW以上                                            | 安定電源                 | 変動電源<br>(単独)     |
| アグリゲート電源<br>(単体1,000kW未満の電源等をアグリゲートして合計1,000kW以上とするもの) | 発動指令電源               | 変動電源<br>(アグリゲート) |

### 3 容量市場ルールのうち、容量オークションの参加条件に関する変更の背景及び内容② 23

#### 蓄電池の電源等区分

現行では、蓄電池については電源等区分が未整理



現時点では、安定的に供給力を提供できると評価していないため、当面は出力規模を問わず蓄電池の電源等区分は「発動指令電源」と整理

#### 蓄電池の電源等区分の整理

蓄電池の電源等区分を「発動指令電源」とする旨規定

【送配電等業務指針第15条の4】<変更>



### 給電申合書等の関係者

現行では、調整力の調達は供給区域内での調達のみであり、給電申合書等の当事者は供給区域内の一般送配電事業者と調整力供出事業者



供給区域外からの電源 I' の調達にあたり、2～3時間程度前までの発動判断であれば、既存のシステム等を活用した運用が可能となったことから、2020年4月より、電源 I' については供給区域外調達（広域的調達）を実施予定



供給区域外の事業者の調整力を活用するため、給電指令の発受令に必要な事項について整理

### 給電申合書等の関係者の整理

給電申合書その他の協定書締結の際に関係する一般送配電事業者も当事者に含める旨規定

【送配電等業務指針第190条】<変更>

